

# 同意書

私は、(公社)長野シルバー人材センター(以下「センター」という。)への入会に当たり、次の事項について同意し、遵守することを誓約し、会員として登録します。

1. センターの基本理念、目的、趣旨に賛同し、センターの会員就業規則、その他諸規程等を遵守すること。
2. センターの信用を失墜し、社会的信用を損なう行為を行わないこと。
3. 前2項に反する行為を行ったときは、会員除名されることがあるが、その場合は理事会の意向に従うこと。
4. センターは、私に対して就業や収入の保証をしないこと、及び就業はローテーションを原則とし、将来にわたり継続した就業は保証されないこと。
5. 私と発注者、及び私とセンターとの間には雇用関係は成立せず、雇用関係法規(労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金等)は適用されないこと。
6. 就業先において、センターから提供された業務以外には従事せず、常に安全・適正就業に心がけ、傷害、損害事故等を起こさないよう十分注意をすること。
7. 万一事故等が発生した場合は、シルバー賠償責任保険(傷害・賠償責任)の範囲内で保障し、賠償を担保すること。ただし、保険で補填されない賠償等、及び私の故意または重大な過失による事故、会員相互間の事故、自動車による事故、受託物そのものの事故など、シルバー賠償責任保険で担保できないものについては、私はその負担をすること。
8. 就業の条件(配分金、就業時間、仕事の内容等)は、センターと私の合意による決定に従い、契約以外の仕事をしたことにより発生したトラブル、事故等による賠償等については、私の負担とし、私の責任において解決すること。
9. センターが、センターの事業、及びこれに付随する業務を適切かつ円滑に行うことを目的に、センターに登録された私の個人情報について「個人情報保護規程」に基づきセンターが利用し、及び就業先、会員等に情報の公開をすること。
10. センター、及び班が主催する会議、研修、ボランティア活動等に積極的に参加すること。
11. 会費の納入について、「配分金規約」に基づき配分金から控除して支払うこと。
12. 常に健康に留意し、安全・適正就業に努めること。
13. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員、及び関係者でないこと。

令和 年 月 日

公益社団法人 長野シルバー人材センター  
理事長 酒井 登 様

会 員 : 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

会員の親族の同意者 : 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

会員との続柄( )

## 定款抜粋

### (除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決に基づき除名することができる。この場合、その会員に対し総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議を行う前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) センターの定款又は規程に違反したとき。
- (2) センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

## 個人情報利用について

- 1) 地域班・職群班会員名簿の作成及び会員へ配布するための利用
- 2) 就業機会の確保及び就業の提供をする際に、発注者に会員名簿の提示をするための利用
- 3) 配分金の支払い業務を行うための利用
- 4) 事務の一部を金融機関、情報処理機関会社等へ委託するための利用  
(上記の場合、委託の目的に限るものとし、安全かつ適切に利用されるよう努めます)
- 5) 無料職業紹介を希望する会員に対し就業斡旋を行うための利用
- 6) 講習会実施に伴う情報提供及び参加確認等を行うための利用
- 7) 生きがい事業等に必要業務を行うための利用

※なお、同意されない場合、就業の提供及びシルバーセンター事業に付随する業務を円滑に取扱う事が困難となりますのでご承知ください。